

長野県における環境保全型農業直接支払交付金

◆制度の概要◆

[農林水産省ホームページ](#)を参照してください。

◆環境保全型農業直接支払交付金の対象活動と交付単価◆

- 1 化学肥料及び化学合成農薬の使用を慣行レベルから原則として5割以上低減する営農活動と次の(1)から(7)のいずれかの取組を合わせるにより地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する活動の掛かり増し経費に対して交付金が支払われます。

【対象者】

①農業者の組織する団体

…「集落営農組織」「環境保全型農業を推進する任意グループ」「農協の生産部会」「多面的機能支払や中山間地域等直接支払の対象となる活動組織等」など。

※2名以上の農業者で構成され、環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取組む農業者だけでなく、それ以外の農業者を含むことも可能です。

※団体は、①規約、構成員名簿の作成②団体の代表者の選定及び交付金を受ける口座の開設③推進活動の実施をする必要があります。

②農業者(個人・法人)

…集落の耕地面積の一定以上の農地において対象活動を行う農業者や複数の農業者で構成される法人等。

【支援対象となる農業者(団体の構成員)の要件】

- ① 販売目的に生産する農業者(法人含む)、共同販売経理を行う集落営農組織
- ② 農業振興地域内であること
- ③ 国際水準GAPを実施していること。(農業者全員)
※食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に関する農業生産工程管理について、指導・研修等を受講しその内容を実施すること。
- ④ 自己が所有する農地以外の農地にて取組を行う場合は、土地利用権設定が行われていること
- ⑤ 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※化学合成農薬の低減割合の特例

りんご、もも、すもも、なし、西洋なし、巨峰については、低減割合3割以上(露地栽培に限る)。おうとうについては、低減割合4割以上(露地栽培及び雨よけ栽培に限る)。

(1) カバークロップ

主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥等を作付し、農地へ鋤き込むことで炭素(CO₂)を土壌に貯留し地球温暖化防止に貢献する取組。マメ科の植物は空気中の窒素も吸収し土壌へ供給することができます。

【対象作物】

[長野県地域慣行レベル](#)※が設定されている作物

※「環境保全型農業直接支払交付金の長野県地域慣行レベル」に拠ります（以下も同じ）

【支援要件】

- ① 品質の確保された種子を効果が確実に期待できる播種量（種苗メーカーのカタログ等に記載された標準播種量等）以上播種すること
- ② 適正な栽培期間（春夏蒔きは2か月以上、秋冬蒔きは4か月以上）を確保し、カバークロップの子実等を収穫せずに植物体の全てを土壌に還元すること

【交付単価】

8,000円/10a（うち、ヒエの種子を使用する場合7,000円/10a）

(2) リビングマルチ

主作物の畝間に麦類や牧草類を作付することで雑草を抑制し、農地へ鋤き込むことで炭素(CO₂)を土壌に貯留し地球温暖化防止に貢献するとともに、風食や降雨など土壌の流亡による肥料成分の流出を防ぎ水質保全等に貢献する取組。

【対象作物】

[長野県地域慣行レベル](#)が設定されている作物

【支援要件】

- ① 品質の確保された種子を効果が確実に期待できる播種量以上播種すること
- ② 子実等を収穫せずに植物体の全てを土壌に還元すること

【交付単価】

8,000円/10a（うち、小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合は5,000円/10a）

(3) 草生栽培

園地に麦類や牧草類を作付することで雑草を抑制するとともに、風食や降雨など土壌の流亡による肥料成分の流出を防ぎ水質保全等に貢献する取組。

【対象作物】

[長野県地域慣行レベル](#)が設定されている作物のうち果樹及び茶

【支援要件】

- ① 品質の確保された種子を効果が確実に期待できる播種量以上播種すること（前年に鋤き込んだ植物の種子からある程度の発芽が見込まれたため一部の出芽不良箇所のみ播種を行った場合など、標準播種量未満の取組は支援対象になりません）

② 子実等を収穫せずに土壌に還元すること

【交付単価】

5,000 円/10a

(4) 冬期湛水

冬期間の水田にて湛水管理を行うことで水田地帯の多様な生き物を育み生物多様性の保全に貢献する取組。

【対象作物】

[長野県地域慣行レベル](#)が設定されている作物のうち水田を利用する作物

【支援要件】

- ① 2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置（水利権を含む）及び漏水防止措置が講じられていること
- ② 市町村等が策定・公表した生物多様性保全のための環境保全計画等に冬期湛水が位置付けられ、市町村長の承認を得ている取組であること

【交付単価】

8,000 円/10a

うち ①：畔補強等を行わない場合 7,000 円/10a

②：有機質肥料の購入・投入実態がない場合 5,000 円/10a

③：①、②の両方に該当する場合 4,000 円/10a

(5) 炭素貯留効果の高い水質保全に資する堆肥の施用

土壌診断結果に基づく施肥管理計画により、作物の生育に必要な量の堆肥を主作物の栽培期間の前後いずれかに施用することで肥料成分の流亡を抑制し水質保全に貢献するとともに、炭素（CO₂）を土壌に貯留し地球温暖化防止に貢献する取組。

【対象作物】

[長野県地域慣行レベル](#)が設定されている作物

【支援要件】

- ① C/N 比が 10 以上の堆肥（鶏ふん、汚泥を主原料とするものを除く）を施用すること
- ② 堆肥の施用時期は平成 30 年 4 月以降であること（今年度から始める場合）
- ③ 堆肥の施用量は、土壌診断結果に基づく施肥管理計画を作成し、栽培指針等による作物に必要な成分量（窒素、リン酸）を超えないように施用すること
- ④ 特殊肥料生産業者届出されており含有成分量が明らかな堆肥などを購入（無償譲渡を含む）するか、成分分析を行っている自給堆肥を使用すること
- ⑤ 堆肥施用量ごとの交付単価 ※おおむねとは 8 割

水稻：おおむね 0.5t/10a 以上おおむね 1t/10a 未満（交付単価 2,200 円/10a）

水稻：おおむね 1t/10a 以上（交付単価 4,400 円/10a）

水稻以外：おおむね 0.5t/10a 以上おおむね 1t/10a 未満（交付単価 1,400 円/10a）

水稻以外：おおむね 1t/10a 以上おおむね 1.5t/10a 未満（交付単価 2,800 円/10a）

水稻以外：おおむね 1.5t/10a 以上（交付単価 4,400 円/10a）

(6) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除

化学合成農薬だけに依存することなく、交信攪乱剤の使用を含む様々な防除技術を組み合わせて病害虫や雑草の発生を抑制することで、生物多様性の保全に貢献する取組。

【対象作物】

りんご、もも、なし、キャベツ、レタス、すもも(プルーン含む)

【支援要件】

- ① 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の対象項目を60%以上実践すること
- ② 交信攪乱剤を適切な時期に効果の発現が確実に期待できる本数以上設置すること

【交付単価】

8,000円/10a

(7) インセクタリープランツの植栽

麦・ソルゴー等の障壁植物、間作植物、バンカープランツを植栽することにより、害虫に対する土着天敵の定着・増殖等による生物多様性保全に貢献する取組。

【対象作物】

なす、きゅうり、トマト

【支援要件】

品質の確保された種子を効果が確実に期待できる播種量(種苗メーカーのカタログ等に記載された標準播種量等)以上播種すること

【交付単価】

8,000円/10a

2 有機農業

慣行的な栽培方法にて化学肥料及び化学合成農薬を使用している作物について、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない営農活動を行うことで生物多様性の保全等に貢献する取組。

そばや飼料作物(デントコーン、ソルガム)など通常の営農管理において比較的化学肥料や化学合成農薬の使用が少ない作物の交付単価は3,000円/10aとなります。

【対象作物】

慣行的な営農管理において、化学肥料及び化学合成農薬を使用している作物
(長野県及び地域の栽培指標等に記載のある作物)

※慣行的な営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象となりません。

※化学肥料の代替として堆肥など有機質肥料の施用、化学合成農薬の代替として機械除草やマルチによる防除等に要した掛かり増し経費を支援します。(掛かり増

し経費が発生しない場合は対象外)

※過去の判定結果に記載のない作物については、市町村へお問い合わせください。

【支援要件】

- ① 有機農業の取組における土づくり技術を導入していること (様式1号提出)
- ② 農作物の生産過程において化学肥料及び化学合成農薬を使用していない(有機 JAS にて使用できる資材を除く) こと

※植物防疫法に定める警報が発令された場合、警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

- ③ 組換え DNA 技術を利用しないこと

【交付単価】

8,000 円/10a または 3,000 円/10a

◆複数の活動を組み合わせた取組◆

複数の活動を適切に組み合わせて実施しても一つの取組しか支援対象となりません。

◆留意事項◆

※取組終了後に実施状況報告書等を提出していただき、確認後に交付金を市町村から振り込みます。確認の結果、

- ① 借り受けほ場の利用権が設定されていなかった場合や農作業受委託契約が書面で締結されていなかった場合
- ② 適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合
- ③ 事業計画、営農活動計画書と異なる取組 (変更届の提出がないまま作物を変更した場合などを含む) が行われた場合等は、交付金の交付を受けることができません。
- ④ G A P 理解度・実施内容確認書に記載された実施内容が不適切な場合
- ⑤ G A P 研修等の受講証明等がない場合

※化学肥料低減技術において使用する堆肥等は、特殊肥料生産業者届出が行われている堆肥を購入するなど、含有成分量が明らかな肥料を使用した場合に支援対象となります。

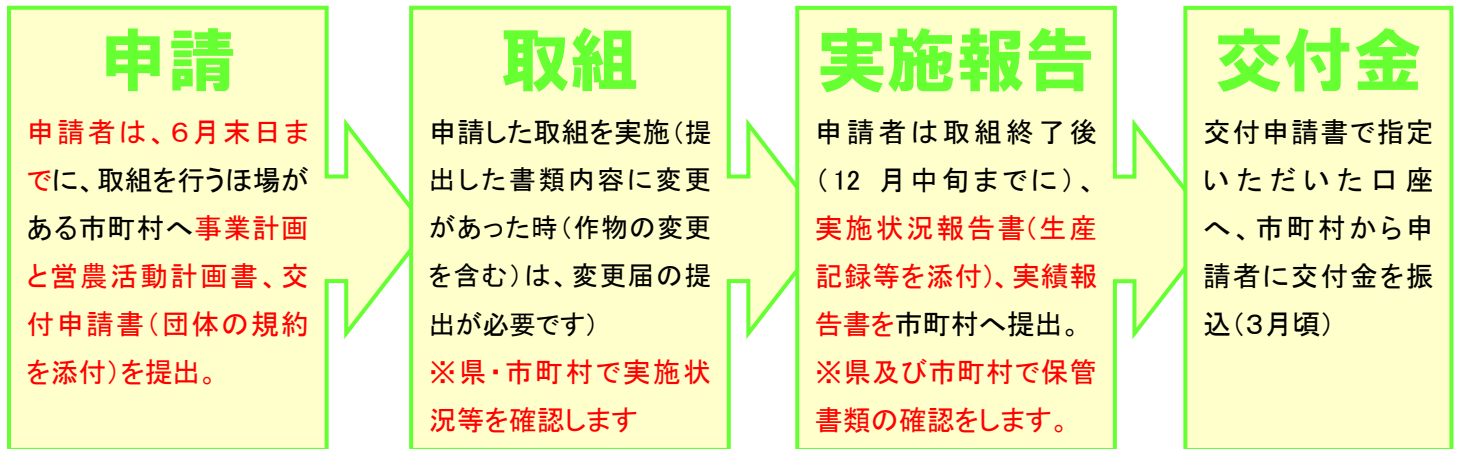
土づくりに使用する堆肥等の炭素窒素比 (C/N 比) は、おおむね 10~150 の範囲である資材を施用した場合に支援対象となります。

含有成分量が不明な堆肥は、土づくりに使用できますが肥料としての使用 (化学肥料低減技術) は支援対象外となります。

※支援対象農業者は以下の証拠書類を農業者団体に提出してください。

- ① G A P 理解度・実施内容確認書及び研修等の受講証明等
- ① 交付金の算定の基となる圃場面積等が確認できる書類
- ② 推進活動の内容がわかる書類等
- ③ 主作物の出荷・販売伝票 (主作物の取組面積が 10a 未満の場合)
- ④ 種子・資材の購入伝票や内容証明など、対象活動で必要となる書類

申請から交付までの流れ



◆申請手続き◆

(1) 5年間の事業計画と営農活動計画書(添付資料を含む)及び交付申請書を期限までに提出してください。(市町村への提出期限 平成30年6月末日)

※原則として、対象活動が開始される前までに提出してください。

① 事業計画(共通様式第2号)

※事業計画の内容に変更が生じた場合は、変更があった年度の翌年度の事業計画の申請期限までに市町村に申請または届出を行ってください。(共通様式第5号または様式第6号)

② 営農活動計画書(共通様式第3号)

③ 団体の運営等に係る規約

④ 環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

(2) 実施状況の報告(市町村への提出期限 平成30年12月中旬)

① 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書(様式第7号)

② 生産記録(参考様式第4号)

・生産過程等において使用した肥料・農薬、導入した技術を記載してください。

③ 環境保全型農業直接支払交付金実績報告書

④ GAP理解度・実施内容確認書及び研修等の受講証明等

◆交付金の交付◆

申請者からの必要書類の提出及び市町村による実施状況の確認により、交付金の交付要件を満たしている取組について交付金が交付されます。

市町村からの交付金の交付にあたり、別途申請書類が必要な場合がありますので市町村へお問い合わせください。

◆環境保全型農業直接支払交付金の申請様式等◆

[農林水産省ホームページ](#)